

## ★『健康強調月間』について

健康保険組合連合会や健康保険組合は、被保険者とその家族の健康の保持・増進を図るとともに、自身の健康について関心を高め、健康で明るい職場と家庭をつくることを目的として、ひとりひとりに健康について改めて見つめ直す機会をもってもらようよう10月1日から10月31日までの1カ月間を『健康強調月間』に定めております。

健康強調月間では、「元気に過ごすための6つのアクション！」・毎日プラス10分運動を・食事を美味しくバランスよく・タバコの煙をなくそう・睡眠の量と質を確保しよう・健診で定期的に体の事を知ろう・ライフステージごとの健康課題を知ろう。に焦点をあてて、生活習慣の見直し取り組み、健康寿命をのばすためのPR活動などを実施しています。

健康に関する情報はこちらをご覧ください。



## ★紙上ウォーキング・キャンペーンについて

8月26日付事務連絡にてご案内いたしましたとおり、10月1日から11月30日までの2か月間で秋のウォーキング・キャンペーンを実施いたします。今回も記録表の提出のあった方に賞品を贈呈することとしております。ご提出していただく記録表は、健保組合のホームページ「健保からのお知らせ」よりダウンロードしていただき、期間終了後、紙もしくは電子媒体にてご提出してください。また、メールでの受付は行っておりませんのでご注意ください。

## ★巡回レディース健診（40歳以上女性扶養者）未受診者受診勧奨について

被扶養者（40歳以上女性家族）の方で、健診を受けていない未受診者のご家族に対し、お住い近くの健診会場をご案内した受診勧奨通知を8月中に「一般社団法人全国健康増進協議会」より送付いたしますので、予め対象のご家族がおられる被保険者にご連絡お願い致します。

※巡回レディース健診は人間ドック等、他の健診を受診している場合は補助を受けることができませんのでご注意下さい。

## ★被用者保険の適用拡大について

令和8年10月より、短時間労働者の社会保険の適用に関する要件のうち、2点が次のように変わります。

### 現 行 の 要 件

- |                   |   |                                                                                              |
|-------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 賃金が月額8.8万円以上    | ➡ | 令和8年10月より撤廃                                                                                  |
| ② 週の所定労働時間が20時間以上 |   |                                                                                              |
| ③ 学生は対象外          |   |                                                                                              |
| ④ 51人以上の企業が対象     | ➡ | 段階的に撤廃 ※企業規模要件縮小の時期<br>※R9.10.1(36～50人) R11.10.1(21～35人)<br>R14.10.1(11～20人) R17.10.1(10人以下) |

